

修学上の配慮案内

【修学上の配慮について】

概要

法政大学では、障がい学生支援室が申請学生の意向を確認し、本人の障がいの種類や状況、修学上の支障等にとって適当と思われる配慮内容を申請学生の所属学部へ助言し、学部が必要と思われる配慮内容を決定して授業担当教員に提案しています。授業担当教員は学部からの提案をもとに、適宜障がい学生支援室と連携しながら、申請学生と建設的対話を行った上で合理的配慮を決定します。

配慮には、授業担当教員が行う配慮（資料・レジュメ等の提供や課題締め切りの考慮等）と、障がい学生支援室が中心となって行う配慮（ノート作成支援や教室間移動の介助等）とがあります。

修学上の配慮申請について

基本的には入学手続後に、学部所在キャンパスの障がい学生支援室で申請手続きを行ってください。

ただし、障がいの種類や状況によってあらかじめ大学の環境（施設・設備や人的支援の状況等）を確認する必要がある場合は、事前に各キャンパスの障がい学生支援室にお問い合わせください。

問合せ

法政大学障がい学生支援室

※問い合わせの際は、事前に下記リンクより最新の開室状況を確認してください。

[障がい学生支援室 web サイト](#)

- ・（市ヶ谷）TEL：03-3264-6718 / E-mail：ishien@hosei.ac.jp
- ・（多摩）TEL：042-783-4038 / E-mail：tmshien@hosei.ac.jp
- ・（小金井）TEL：042-387-4556 / E-mail：kshien@hosei.ac.jp

留意事項

1. 修学上の配慮については、基本的には正課授業が対象となります。
2. 入試時とは異なる基準で判断するため、受験上の配慮とは方法や形式が異なる場合があります。詳細は入学後に学部や授業担当教員と調整して決定します。
3. 配慮内容は学生との建設的対話や学部における検討・審議を通じて決定していくため、配慮開始までに1か月程度かかります。入学の意思を固めたら、速やかに障がい学生支援室にご連絡ください。
4. 学部の教育目標としてアクティブラーニングや実験・実習などの教育方法を重視している場合、必ずしも希望に沿った配慮を提供できない場合があります。また、学部留学プログラムやフィールドスタディなどの学外で行われる授業については、環境面や人的な観点から配慮の対応が取れないことがあります。あらかじめ、入学希望学部のカリキュラムをご確認ください。

法政大学バリアフリーマップ

- ・ [バリアフリーマップはこちら](#)